

2026年度

一般社団法人 AMUSE

Asahikawa Medical University Surgical Educational Support Organization

(旭川医科大学外科学講座教育支援機構)

第11回 社員総会議案



日時 2026年5月16日(土) 15:00より

2026年度一般社団法人AMUSE定時社員総会 議案

2026年5月16日(土) 15:00より

1. 議 事

- (1) 第1号議案 理事の選任について
- (2) 第2号議案 専務理事の選定について
- (3) 第3号議案 代表理事の選定について
- (4) 第4号議案 監事の選任について
- (5) 第5号議案 理事代行の選定について
- (6) 第6号議案 名誉理事の就任について
- (7) 第7号議案 2026年度 会員数報告 及び 2025年度事業報告について
- (8) 第8号議案 2025年度 収支決算報告について
監 査 報 告
- (9) 第9号議案 2026年度 収支予算案 及び 事業計画案について
- (10) 第10号議案 規程、要綱の改定案について
- (11) 第11号議案 新要綱について

2. 報 告

- (1) 幹事会の設置について

本件についての問い合わせ先

一般社団法人 AMUSE

旭川市緑が丘東2条1丁目1番1号 旭川医科大学内

TEL 0166-66-2424 FAX 0166-66-2425

Email asahikawa.amuse.1@gmail.com

AMUSE ホームページ <https://www.asahikawa-med.ac.jp/dept/mc/amuse/>

2026年度 AMUSE 会員数報告

◆正会員◆

	個人会員	法人会員
2025年度初め(4月末時点)	171	38
途中入会	1	0
2025年度 退会数	6	1
2025年度末数	166	37
2026年4月 入会数	7	1
2026年度 会員数	173	38

◆賛助会員◆

	個人会員	法人会員
2026年4月 入会数	0	0
2026年度 会員数	2	4

◆その他◆

名誉理事	4
名誉会員	3

2026年度 AMUSE新会員 6名 詳細

氏名	所属科	所属先病院
渡邊 太文	血管外科	札幌東徳洲会病院
伊賀 歩夢	血管外科	旭川医科大学
村上 恭亮	血管外科	旭川医科大学
高田 一輝	心臓外科	深川市立病院
成田 有紗	呼吸器・乳腺外科	札幌厚生病院
須田 彩月	小児外科	砂川市立病院
松田 英郎		ふらの西病院

2025年度 事業報告

【若手外科医リクルート事業】

・学生を主に招致するためのイベント開催や助成、親睦を深めるために使用する経費などの助成を行いました。

開催日	事業名
6月13日	肝胆膵・移植/消化管科外科 ハンズオンセミナー
6月16日	合同医局説明会・レジナビ
9月20日～21日	HOPES
2月5日	肝胆膵・移植/消化管科外科 ハンズオンセミナー
2月12日	外科学講座 アドバンス実習説明会
2月16日	4科合同ハンズオンセミナー

【外科育成事業】

・外科医のスキルアップや経験に対する助成事業として、以下の事業を行いました。

事業名	利用者
外科専門医管理等に関する経費	0名
ダヴィンチ取得に関する費用	3名
プロクター招聘時謝金	1名

【学会・研修支援事業】

・各学会に所属する施設会費等の支払い助成を行いました。

講座	件数
旧第一外科	16件
旧第二外科	21件

【広告・広報事業】

- ・HPの管理は外科学講座+AMUSEともに広報事業として運営しました。
- ・AMUSE会報誌(2024年度分)を発行しました。
- ・合同入局説明会ポスターを作成しました。

【学術交流活性化事業】

- ・Surgical Grand Round の活性化、開催を図り実施いたしました。
- ・AMUSE主催合同研究討議会の開催など研究活動への助成を行いました。

開催日	事業名
5月16日	第41回SGR（消化器外科）海道利実先生 講演
5月18日	AMUSE主催 旭川医科大学 大学院 研究討議会
12月21日	AMUSE主催合同研究討議会
2月26日	第42回SGR（心臓外科）太田壮美先生・北原大翔先生 講演

【論文投稿補助費】

・ 英文校正・論文投稿助成で構成される支援事業を行いました。

講座	件数
旧第1外科	27件
旧第2外科	3件

【学会発表支援事業】

・ 学会参加で構成される支援事業を行いました。

※web開催は参加費助成、現地参加は旅費のみ助成。

講座	件数
旧第1外科	65件
旧第2外科	36件

【地域社会貢献事業】

・ あさひかわキッズタウンへの参加等、

地域社会貢献事業に対する補助を行いました。

開催日	事業名
8月30日	附属旭川小学校「ワイワイキャリアフェス」（職業体験イベント）
11月15日	あさひかわキッズタウン（旭川地場産業振興センターにて）

【社員親睦関連費用】

・ 忘年会開催に関わる費用を助成しました。

開催日	事業名
12月20日	AMUSE大忘年会

【学生教育研究支援】 ※2024年度新設

・ 学生医学特論に関わる研究の助成を行いました。

事業名
TaqMan Gene Expression Assays×2 購入費用
ニトリクローブ 湯煎用ビニール袋 マッキペン 購入費用
手術支援ロボットシミュレーター貸与費用

【主催学会開催準備補助費】

・ AMUSE会員による主催学会の準備に対する補助を行いました。

開催日	事業名
7月5日	第35回北海道肝がん研究会
7月17日～18日	第45回日本静脈学会総会
2026年1月29日～31日	第3回Asahikawa Korea international symposium
2026年3月7日	第112回日本小児外科学会北海道地方会
6月13日	第129回日本臨床外科北海道支部総会

【非常勤医師・医師謝金等補助費】

・講義・手術応援などの謝金、大学非常勤講師・病院非常勤医師への謝金、交通費を助成しました。

大学非常勤講師・病院非常勤医師への謝金 13名

【キャリア形成支援】

・主にアカデミックアワードの副賞に関する使用費用などで提供いたしました。

【英文雑誌購入】

・英文雑誌購入費用を助成しました。

【AMUSE総会・新人歓迎会】

開催日	事業名
5月18日	AMUSE総会・新人歓迎会 会場・飲食費(アートホテル旭川)

2025年度 AMUSE主催事業内容 一覧表

開催日	事業内容
2025年4月21日	AMUSE 理事会
5月2日	AMUSE 理事会(WEB審議) 医学生及び初期研修医学会参加旅費等 助成規程の改定について
5月16日	AMUSE 理事会(WEB審議) 主催学会開催補助金申請の決議について
5月16日	第41回 SGR講演会 海道利実先生 (聖路加国際病院 消化器・一般外科部長)
5月18日	AMUSE総会・大学院研究討議会・新人歓迎会
5月28日	心臓外科 ウエットラボ
5月28日	AMUSE 理事会(WEB審議) 学外幹事設置について
5月28日	AMUSE 理事会(WEB審議) 主催学会開催補助金申請の決議について
6月16日	合同医局説明会・レジナビ
7月22日	AMUSE 理事会(WEB審議・再審議) 学外幹事設置について
8月30日	北海道教育大学附属 旭川小学校 ワイワイキャリアフェス
10月29日	AMUSE 理事会(WEB審議) 主催学会開催補助金申請の決議について
11月15日	あさひかわキッズタウン
12月1日	AMUSE 理事会
12月9日	AMUSE 理事会(WEB審議) 主催学会開催補助金申請の決議について
12月20日	第7回 合同研究討議会・AMUSE大忘年会
2026年1月16日	AMUSE 理事会(WEB審議) 主催学会開催補助金申請の決議について
2月5日	肝胆膵・移植/消化管科外科 ハンズオンセミナー
2月12日	外科学講座 アドバンス実習説明会
2月16日	4科合同ハンズオンセミナー
2月25日	AMUSE 理事会(WEB審議) 教授就任に要する費用の助成(仮払)について
2月26日	第42回 SGR講演会 太田壮美先生・北原大翔先生 (シカゴ大学)

2025年度 収支決算報告書（4月～3月）

収入の部

科 目	本年度予算額	本年度収入実績	摘 要	
1. 会費	36,870,000	36,690,000	法人正会員 法人賛助会員 個人正会員(賛助会員2名含む)	38施設 22,800,000 4施設 400,000 174名 13,490,000
2. 雑収入	0	2,768,543	預金利子、総会・新人歓迎会会費・祝金、レジナビ会費、忘年会会費・祝金等	
3. 前年度繰越金	8,320,259	8,320,259		
合 計	45,190,259	47,778,802		

支出の部

科 目	本年度予算額①	本年度支出額②	増減 ①-②	摘 要
1. 事業費	21,300,000	20,219,170	1,080,830	
若手外科医リクルート事業(法人主導型リクルートイベント開催と統合)	3,000,000	2,429,308	570,692	学生勧誘、合同医局説明会・レジナビ・懇親会費用など
HOPES関連	1,000,000	694,600	305,400	参加旅費・飲食代(医学生等)
外科医育成事業	500,000	261,371	238,629	ダヴィンチ取得に関する費用(旅費・報酬含む)、プロクター招聘費用
学会・研修関連費	700,000	603,500	96,500	研究会等の施設年会費他
広告・広報事業費	1,400,000	1,330,111	69,889	ホームページ維持管理費・AMUSE会報誌発刊・合同医局説明会ポスター作成料
学術交流活性化	1,500,000	994,428	505,572	S G R招待演者謝金・飲食代及び大学訪問者飲食代等
論文投稿補助費	3,500,000	2,279,274	1,220,726	英語論文校正・論文投稿助成費用等
学会発表支援(学会旅費・参加費)	4,000,000	4,295,656	△ 295,656	学会参加旅費助成
診療科裁量費	5,200,000	5,198,051	1,949	血管・心臓100万 肝胆膵・消化管120万 小児外科・呼吸器乳腺40万
医局長及び副医局長裁量費	200,000	159,570	40,430	医局長5万×4名
地域社会貢献事業	100,000	26,041	73,959	職業体験イベント(附属小)・キッズタウン
社員親睦関連費用	0	1,747,336	△ 1,747,336	忘年会費用(会費収入差し引くと△216,336円)
学生教育研究支援	200,000	199,924	76	学生医学特論に関わる研究の助成
2. 補助費	7,400,000	7,138,122	261,878	
主催学会開催補助費	2,600,000	2,500,000	100,000	主催学会資金助成
主催学会開催準備(貸付事業)	500,000	0	500,000	
医局運営費	2,400,000	2,399,988	12	医局用お茶、食品、洗剤等々その他消耗品、雑費
非常勤講師・医師謝金等	1,400,000	1,640,134	△ 240,134	大学・病院非常勤講師・医師への謝金、交通費、接待飲食代等
キャリア形成支援(アカデミックアワード)	200,000	220,000	△ 20,000	AMUSE表彰プログラム(第1-3位・特別賞・敢闘賞)
英文雑誌購入費	300,000	378,000	△ 78,000	英文雑誌購入費
3. 会議費	150,000	1,008,955	△ 858,955	
AMUSE総会・新人歓迎会	0	883,500	△ 883,500	AMUSE総会・新人歓迎会(会費収入差し引くと△124,500円)
AMUSE会議費	150,000	125,455	24,545	ZOOM等の会議アプリなどの会費
4. 事務局費	5,950,000	5,480,131	469,869	
業務委託費	800,000	672,510	127,490	社労士、税理士、AMUSE会費回収代行手数料、インターネットバンキング利用料
事務員給与他	4,000,000	3,655,539	344,461	事務員給料(3人体制)、交通費、雇用保険料
賃貸料	150,000	146,996	3,004	事務所賃貸料、プリンターリース料
印刷・消耗品費	250,000	214,231	35,769	事務局印刷代、消耗品
通信運搬費	350,000	252,355	97,645	電話料、郵便料他
OA機材購入整備費	100,000	373,494	△ 273,494	ソフトウェア・PC購入等
光熱水費	50,000	24,138	25,862	事務所光熱水費
備品購入費	100,000	2,409	97,591	事務所用備品購入
雑費	150,000	138,459	11,541	振込手数料他
5. 理事交際費	1,800,000	1,321,168	478,832	開院祝・就任等の祝儀・祝花、香典・供花等、お中元・お歳暮等
6. 交際交通費	500,000	338,990	161,010	学生勧誘接待タクシー代
7. 租税公課	50,000	112,330	△ 62,330	道市民法人税均等割、固定資産税、印鑑証明書等
8. 予備費	1,000,000	1,500,000	△ 500,000	ドクターカー更新寄付金、教授就任等費用助成仮払金
合 計	38,150,000	37,118,866	1,031,134	

次年度繰越金 10,659,936 (収入の部) - (支出の部) により算出

令和8年 〇月 〇日

監査報告

一般社団法人 AMUSE

監事 後藤 順一 

2025年度の下期事業報告、計算書類、これらの附属明細書その他理事の職務執行の監査について、次のとおり報告します。

1 監査の方法及びその内容

〇月 〇日に会計帳簿、会計書類、重要な決裁文書を閲覧し、当法人の理事等から職務の執行状況等について報告を受け、また、説明を求めました。

2 監査の結果

- (1) 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い当法人の状況を正しく表示しています。
- (2) 理事の職務の遂行に関し、法令若しくは定款に違反する事実はありません。
- (3) 当法人の業務の適正を確保するために必要な体制の整備等についての理事会の決議の内容は相当です。
- (4) 計算書類とその附属明細書は当法人の財産及び損益の状況を全てにおいて適正に表示しています。

令和8年 5月 7日

監査報告

一般社団法人 AMUSE

監事 多田 裕樹 

2025年度の下期事業報告、計算書類、これらの附属明細書その他理事の職務執行の監査について、次のとおり報告します。

1 監査の方法及びその内容

5月5日に会計帳簿、会計書類、重要な決裁文書を閲覧し、当法人の理事等から職務の執行状況等について報告を受け、また、説明を求めました。

2 監査の結果

- (1) 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い当法人の状況を正しく表示しています。
- (2) 理事の職務の遂行に関し、法令若しくは定款に違反する事実はありません。
- (3) 当法人の業務の適正を確保するために必要な体制の整備等についての理事会の決議の内容は相当です。
- (4) 計算書類とその附属明細書は当法人の財産及び損益の状況を全てにおいて適正に表示しています。

決 算 報 告 書

(第 11 期)

自 令和 7年 4月 1日
至 令和 8年 3月31日

一般社団法人 AMUSE

旭川市緑が丘東 2条 1 丁目
1 番 1 号

第8号議案

前期比較貸借対照表

一般社団法人 AMUSE

(単位：円)

科 目	前会計年度末		当会計年度末		増 減	
	令和 7年 3月31日	現在	令和 8年 3月31日	現在	増減金額	増減率(%)
	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)		
I 資 産 の 部						
1 流動資産						
現金・預金	8,666,685		10,835,914		2,169,229	25.0
貯蔵品	57,750		291,445		233,695	404.7
立替金	6,940		10,060		3,120	45.0
未収金	15,000		80,000		65,000	433.3
仮払金	0		1,000,000		1,000,000	-
流動資産合計	8,746,375	69.0	12,217,419	76.1	3,471,044	39.7
2 固定資産						
(1) 有形固定資産						
什器備品	426,349		341,081		△85,268	-20.0
有形固定資産合計	426,349	3.4	341,081	2.1	△85,268	-20.0
(2) その他固定資産						
長期貸付金	3,500,000		3,500,000		0	0.0
その他固定資産合計	3,500,000	27.6	3,500,000	21.8	0	0.0
固定資産合計	3,926,349	31.0	3,841,081	23.9	△85,268	-2.2
資産合計	12,672,724	100.0	16,058,500	100.0	3,385,776	26.7

一般社団法人 AMUSE

(単位：円)

科 目	前会計年度末		当会計年度末		増 減	
	令和 7年 3月31日	現在	令和 8年 3月31日	現在	増減金額	増減率(%)
	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)		
Ⅱ 負 債 の 部						
1 流動負債						
未 払 金	589,394		487,066		△102,328	-17.4
未 払 法 人 税 等	80,000		80,000		0	0.0
流 動 負 債 合 計	669,394	5.3	567,066	3.5	△102,328	-15.3
負 債 合 計	669,394	5.3	567,066	3.5	△102,328	-15.3
Ⅲ 正 味 財 産 の 部						
1 基金						
基 金	4,000,000		4,000,000		0	0.0
利 益 剰 余 金						
そ の 他 利 益 剰 余 金						
一 般 正 味 財 産	8,003,330		11,491,434		3,488,104	43.6
そ の 他 利 益 剰 余 金 合 計	8,003,330	63.2	11,491,434	71.6	3,488,104	43.6
利 益 剰 余 金 合 計	8,003,330	63.2	11,491,434	71.6	3,488,104	43.6
株 主 資 本 合 計	12,003,330	94.7	15,491,434	96.5	3,488,104	29.1
正 味 財 産 合 計	12,003,330	94.7	15,491,434	96.5	3,488,104	29.1
負 債 及 び 正 味 財 産 合 計	12,672,724	100.0	16,058,500	100.0	3,385,776	26.7

第8号議案

前期比較正味財産増減計算書

一般社団法人 AMUSE

(単位：円)

科 目	前会計年度 自 令和 6年 4月 1日 至 令和 7年 3月31日		当会計年度 自 令和 7年 4月 1日 至 令和 8年 3月31日		増 減	
	金 額	百分比(%)	金 額	百分比(%)	増減金額	増減率(%)
(1) 経常収益						
受 取 会 費	34,605,000		36,690,000		2,085,000	6.0
経 常 収 益 計	34,605,000	100.0	36,690,000	100.0	2,085,000	6.0
売 上 総 利 益	34,605,000	100.0	36,690,000	100.0	2,085,000	6.0
(2) 経常費用						
給 料 手 当	3,403,620		3,518,686		115,066	3.4
法 定 福 利 費	21,167		64,853		43,686	206.4
福 利 厚 生 費	30,000		0		△30,000	-
荷 造 運 賃	6,170		1,890		△4,280	-69.4
広 告 宣 伝 費	1,289,516		873,716		△415,800	-32.2
交 際 費	5,453,987		5,834,767		380,780	7.0
会 議 費	972,520		1,105,150		132,630	13.6
旅 費 交 通 費	4,870,375		5,916,711		1,046,336	21.5
通 信 費	477,550		321,301		△156,249	-32.7
消 耗 品 費	3,081,639		3,716,180		634,541	20.6
水 道 光 熱 費	24,138		24,138		0	0.0
新 聞 図 書 費	808,900		823,422		14,522	1.8
諸 会 費	677,280		674,500		△2,780	-0.4
支 払 手 数 料	784,380		881,565		97,185	12.4
地 代 家 賃	118,726		123,368		4,642	3.9
リ ー ス 料	23,628		23,628		0	0.0
租 税 公 課	33,050		42,800		9,750	29.5
支 払 報 酬 料	2,296,546		1,677,355		△619,191	-27.0
寄 付 金	700,000		3,000,000		2,300,000	328.6
研 修 開 発 費	150,000		108,565		△41,435	-27.6
減 価 償 却 費	276,853		85,268		△191,585	-69.2
論 文 投 稿 補 助 費	2,999,482		2,769,016		△230,466	-7.7
リ ク ル ー ト 費	3,741,407		4,363,848		622,441	16.6
雑 費	286,027		143,629		△142,398	-49.8
経 常 費 用 計	32,526,961		36,094,356		3,567,395	11.0
営 業 利 益	2,078,039	6.0	595,644	1.6	△1,482,395	-71.3
評価損益等調整前経常増減						
受 取 利 息	6,101		31,543		25,442	417.0
雑 収 入	2,831,500		2,945,747		114,247	4.0
営 業 外 収 益 合 計	2,837,601	8.2	2,977,290	8.1	139,689	4.9
経 常 利 益	4,915,640	14.2	3,572,934	9.7	△1,342,706	-27.3

第8号議案

前期比較正味財産増減計算書

一般社団法人 AMUSE

(単位： 円)

科 目	前会計年度		当会計年度		増 減	
	自 令和 6年 4月 1日 至 令和 7年 3月31日		自 令和 7年 4月 1日 至 令和 8年 3月31日			
	金 額	百分比(%)	金 額	百分比(%)	増減金額	増減率(%)
税引前当期純利益	4,915,640	14.2	3,572,934	9.7	△1,342,706	-27.3
法人税、住民税及び事業税	80,934		84,830		3,896	4.8
当 期 純 利 益	4,834,706	14.0	3,488,104	9.5	△1,346,602	-27.9

一般社団法人 AMUSE

重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 定率法を採用しております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税込方式により処理しております。

《第9号議案》

2026年度 収支予算（案）

収入の部

(単位：円)

科 目	2026年度収入予算額①	2025年度収入予算額②	増減 ①-②	摘 要
1. 会費	37,605,000	36,870,000	735,000	
AMUSE貸付金返済	3,500,000			法人正会員 38施設 22,800,000
仮払金返済	1,000,000			法人賛助会員 4施設 400,000
				個人正会員(会費15,000/月) 41名 7,380,000
				個人正会員(会費10,000/月) 51名 6,120,000
				個人会員(会費15,000/年) 59名 885,000
				賛助会員(会費10,000/年) 2名 20,000
				会費免除(留学・出向・初期研修医) 21名 0
2. 雑収入	0	0	0	貸付金返済、預金利子、総会・新人歓迎会会費・祝金、レジナビ会費、忘年会会費・祝金等
3. 前年度繰越金	10,659,936	8,320,259	0	
合 計	52,764,936	45,190,259	735,000	

支出の部

科 目	2026年度予算額①	2025年度予算額②	増減 ①-②	摘 要
1. 事業費	22,210,000	21,300,000	910,000	
<small>若手外科医リクルート事業(法人主導型リクルートイベント開催と統合)</small>	2,800,000	3,000,000	△ 200,000	学生勧誘飲食代、合同医局説明会・レジナビ・懇親会費用など
HOPES関連	1,000,000	1,000,000	0	参加旅費・飲食代(医学生等)
外科医育成事業	500,000	500,000	0	ダヴィンチ取得に関する費用(プロクター招聘旅費・報酬含む)
学会・研修関連費	800,000	700,000	100,000	研究会等の施設年会費他
広告・広報事業費	1,400,000	1,400,000	0	ホームページ維持管理費・AMUSE会報誌発刊・合同医局説明会ポスター作成料
学術交流活性化	1,200,000	1,500,000	△ 300,000	S G R招待演者謝金、旅費、飲食代及び大学訪問者接待飲食代等
論文投稿補助費	3,000,000	3,500,000	△ 500,000	英語論文校正・論文投稿助成費用等
学会発表支援(学会旅費・参加費)	5,400,000	4,000,000	1,400,000	学会参加旅費助成
診療科裁量費	5,200,000	5,200,000	0	血管・心臓100万・小児外科・呼吸器乳腺40万・肝胆膵・消化管120万
医局長及び副医局長裁量費	200,000	200,000	0	医局長5万×4名
AMUSE貸付け事業	0	0	0	2024.5 廃止 返済のみ
地域社会貢献事業	10,000	100,000	△ 90,000	職業体験イベント(附属小)・キッズタウン・オープンホスピタル
社員親睦関連費用	300,000	0	300,000	忘年会費用(会費収入にて支払)
学生教育研究支援	400,000	200,000	200,000	学生医学特論に関わる研究の助成・ハンズオン費用助成
2. 補助費	5,400,000	7,400,000	△ 2,000,000	
主催学会開催補助費	1,100,000	2,600,000	△ 1,500,000	主催学会資金助成
主催学会開催準備(貸付金)	0	500,000	△ 500,000	主催学会開催準備金の貸付
医局運営費	2,400,000	2,400,000	0	医局用お茶、菓子、洗剤等々その他消耗品、雑費
非常勤講師・医師謝金等	1,400,000	1,400,000	0	大学・病院非常勤講師・医師への謝金、旅費、接待飲食代等
キャリア形成支援(アカデミックアワード)	200,000	200,000	0	AMUSE表彰プログラム(第1-3位・敢闘賞)
英文雑誌購入費	300,000	300,000	0	英文雑誌購入費
3. 会議費	450,000	150,000	300,000	
AMUSE総会・新人歓迎会	300,000	0	300,000	AMUSE総会・新人歓迎会費用(会費収入にて支払)
AMUSE会議費	150,000	150,000	0	ZOOM等の会議アプリなどの会費
4. 事務局費	5,950,000	5,950,000	0	
業務委託費	800,000	800,000	0	社労士、税理士、AMUSE会費回収代行手数料、インターネットバンキング利用料
事務員給与他	4,000,000	4,000,000	0	事務員給料(3人体制)、交通費、雇用保険料
賃貸料	150,000	150,000	0	事務所賃貸料、プリンターリース料
印刷・消耗品費	250,000	250,000	0	事務局印刷代、消耗品
通信運搬費	350,000	350,000	0	電話料、郵便料他
OA機材購入整備費	100,000	100,000	0	ソフトウェア・PC購入等
光熱水費	50,000	50,000	0	事務所光熱水費
備品購入費	100,000	100,000	0	事務所用備品購入
雑費	150,000	150,000	0	振込手数料他
5. 理事交際費	1,800,000	1,800,000	0	開院祝・就任等の祝儀・祝花、香典・供花等、お中元・お歳暮等
6. 交際交通費	400,000	500,000	△ 100,000	学生勧誘接待タクシー代・学生イベント貸切バス代
7. 租税公課	100,000	50,000	50,000	道市民法人税均等割、固定資産税、印鑑証明書等
8. 予備費	2,900,000	1,000,000	1,900,000	教授就任費用等
9. 積立金	3,000,000		3,000,000	積立金計上
合 計	42,210,000	38,150,000	4,060,000	

次年度繰越金(目安) 10,554,936

《第9号議案》

2026年度 事業計画案

【若手外科医リクルート事業 2026 事業計画案】

＜2025年度 事業計画＞

開催日	事業名
6月29日(月)	レジナビ&合同医局説明会(アートホテル)
順次予定	ハンズオンセミナー
順次予定	Wetラボ・ドライラボ
順次予定	アドバンス実習説明会

【HOPES関連事業 2026 事業計画案】

- ・HOPESの学生参加旅費に対する助成を行う

【外科医育成事業 2026 事業計画案】

- ・手術支援ロボットの術者育成・外科専門医取得に対する助成 外科専門医管理等に関する経費
→ (手術支援ロボットの資格取得に関わる経費の助成) 取得費用・講習受講料

【学会・研修支援事業 2026 事業計画案】

- ・所属学会、施設会費などへの費用補助に対する支援事業として、引続き行うこととする。

【広告事業・広報事業 2026 事業計画案】

- ・HPやInstagramの運営、年報の発行、告知媒体などの活用に対し、
引続き行うこととする。

【学術交流活性化事業 2026 事業計画案】

- ・Surgical Grand Round の活性化・開催に対し、引続き行うこととする。
- ・AMUSE主催合同研究討議会の開催

【論文投稿補助費 2026 事業計画案】

- ・論文の投稿、英文校正費用への支援として行う。

【学会発表支援事業 2026 事業計画案】

- ※ 学会参加費、もしくは旅費の助成を行う。

【地域社会貢献事業 2026 事業計画案】

- ・あさひかわキッズタウンへの出展や附属旭川小学校での職業体験イベント、オープンホスピタルへの参加等

【社員親睦関連費用 2026 事業計画案】

- ・12月21日(土) AMUSE大忘年会（開催場所：アートホテル）

【学生教育研究支援 2026 事業計画案】

- ・学生医学特論に関わる研究の助成を行う。

【主催学会開催補助費 2026 事業計画案】

- ・AMUSE会員による主催学会の準備に対する補助を引続き行うこととする。

【主催学会開催準備金（貸付事業） 2026 事業計画案】

- ・AMUSE会員による主催学会準備に対する貸付を引続き行うこととする。

【キャリア形成支援 2026 事業計画案】

- ・アカデミックアワードでの副賞

【英文雑誌購入費 2026 事業計画案】

- ・各科での英文雑誌購入に対する助成を行う

《第10号議案》

平成29年1月26日
AMUSE 規程 第2号

改定 平成29年12月16日
改定 令和2年10月1日
改定 令和2年11月25日
改定 令和5年5月28日
改定 令和6年5月26日
改定 令和6年12月11日
改定 令和8年4月1日

AMUSE 会員 学会参加旅費等助成規程

第1条 【目的】

この規程は、一般社団法人 AMUSE（以下「本会」という。）会員が国内及び国外で開催される学会での研究成果の発表等を奨励するため、これらに係る旅費等の助成について必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 【国内学会】

1. 対象となる国内の学会は全国規模、及び北海道（道内）規模の学会（以下「地方会」という。）またはこれに準ずるものとする。
2. 助成対象は、前項の学会で発表が認められ、かつ研究指導担当教員（以下「指導教員」という。）の承認を得たものとする。

第3条 【国外学会】

1. 対象となる国外の学会は、国際会議またはこれに準ずるものとする。
2. 助成対象は、前項の学会で発表が認められ、かつ指導教員の承認を得たものとする。

第4条 【助成対象会員】

旅費等の助成対象会員は、次の各号とする。

- (1) 旭川医科大学内の AMUSE 個人会員のうち助教、医員、専攻医、初期研修医
- (2) 旭川医科大学外の AMUSE 個人会員の医師免許取得後6年以内の専攻医、初期研修医

追記

第5条 【助成内容】

1. 発表なしでの参加は国内学会、国外学会のいずれにおいても助成対象外とする。
ただし初期研修医に限り、国内学会で発表がない場合(セミナー受講等)でも助成可とする。

《第 10 号議案》

助教、医員は 5 万円、専攻医、初期研修医は 7 万円

2. 前項の助成が 開催地現地参加の場合、(以下「国内助成」という。)対象は交通費及び宿泊費とし、合計額に対する助成額は~~一律上限 5 万円~~とする。(北海道は除く。)
3. 北海道内で開催の学会、地方会、セミナー、フォーラム等への参加は、原則交通費のみを助成(大学規程に準ずる。)し、止む得ない理由により前泊あるいは後泊が必要な場合に限り、1泊につき 13,000 円を上限に助成する。
4. 助成対象会員が、第 3 条の国外学会に現地参加する場合の助成(以下「国外助成」という。)対象は、交通費及び宿泊費とし、合計額に対する助成の上限額は、次の各号の地域ごとに定めた額とする。

(1) アジア(中近東、インドを除く)	……	120,000 円
(2) 南北アメリカ、オセアニア、 中近東、インド、ヨーロッパ、 アフリカ	} ……	180,000 円
- ~~5. 国内及び国外学会の現地参加の場合の参加費、またはスキルアップ講習に要する受講料は、いずれも会員の個人負担とし、本会は助成をしない。但し、WEB 開催等により旅費を要せずに学会発表した場合に於いては、本会より旅費助成の代替えとして参加費を実費にて助成する。~~

国内及び国外学会の現地参加の場合の参加費は個人会員の負担とする。なお、初期研修医が国内でセミナー等を受講する場合の参加費は実費にて本会が負担する。また、WEB 開催等により旅費を要せずに学会発表した場合に於いては、本会より旅費助成の代替として参加費を実費にて助成する。

6. **本会以外からも助成を得る場合は、本会以外への申請、助成内容が証明できるもの(旅行命令・依頼簿)等のコピーを添付して本会に申請すること。**

第 6 条 【助成回数】

助成の回数は、次のとおりとする。

追記

1. 国内学会での研究発表あるいは座長に就く場合、参加回数は年度内 3 回までとする。
2. 初期研修医が国内学会に発表なしで参加できる回数は、道内外それぞれ 1 回ずつの年度内計 2 回までとする。
3. 北海道内で開催の学会・地方会への参加回数(発表あり)は、回数制限なしとする。

《第 10 号議案》

追 記

4. 国外学会において、研究発表あるいは座長に就く場合、または国際会議の出席は、これらを合わせて、一会計年度あたり 1 回までとし、参加回数は、年度内 3 回に含む。
5. 初期研修医が国外学会に参加する場合、発表の有無にかかわらず一会計年度あたり 1 回までとし、参加回数は道外学会の回数に含む。

表 1 (学会参加回数 一覧)

	セミナー		道内学会		道外学会		海外	
	道内	道外	発表なし	発表あり	発表なし	発表あり	発表なし	発表あり
専攻医以上	×	×	×	無制限	×	3回	×	1回 ※1
初期研修医	1回	1回	2回 ※2	無制限	2回 ※2	3回	1回 ※3	

※1 「道外学会発表あり」 3回に含む

※2 道内外合わせて2回まで

※3 「発表なし→道外発表なし」、「発表あり→道外発表あり」にそれぞれ含む

第 7 条 【申請手続き】

1. 学会発表または学会に参加した会員は、学会終了後、2 週間以内に別紙「学会等参加報告及び旅費助成申請書」を指導教員の確認を経て、代表理事に提出しなければならない。
2. 前項の「学会等参加報告及び旅費助成申請書」には、次の各号の領収書等を各 1 部添付しなければならない。

- ① 航空機利用に係る領収書及び搭乗半券または搭乗証明書
- ② 宿泊に係る領収書
- ③ JR 利用に係る領収書
- ④ 学会等のプログラムの写し及び参加証等の写し
- ⑤ 参加費の支払い証明書（領収証） ※参加証等に付随している場合は省略可

第 8 条 【申請期間】

前条の申請は、当該年度の 4 月 1 日より翌 3 月末日までとする。

また、開催日が年度末であり、申請が間に合わない場合はこの限りではない。

(開催期日より 2 週間以内の申請に限る。)

第 9 条 【助成金の支給】

事務局によって申請内容及び領収書の確認後、担当役員の承認を受けたのち、AMUSE へ登録済みの会員振込口座へ振込の方法により支給する。

《第 10 号議案》

第 10 条 【雑則】

この規程に定めるもののほか、助成に関し必要な事項は、代表理事が理事会の議を経て別に定める。

附則

1. この規程は、平成 29 年 1 月 26 日から施行する。
2. 改定後の規程は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。
3. 改定後の規程は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。
4. 改定後の規程は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。
5. 改定後の規程は、令和 5 年 5 月 28 日から施行する。
6. 改定後の規程は、令和 6 年 5 月 26 日から施行する。
7. 改定後の規程は、令和 6 年 12 月 11 日から施行する。
8. 改定後の規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

学会参加旅費等助成に関する支出基準

交通費及び宿泊費の助成について、表 1 及び表 2 に基づき、算出する。

表 2 (国内助成)

交通費	<ol style="list-style-type: none">1. 交通費は、運賃、時間、距離等の事情に照らし、最も経済的かつ合理的と認められる経路、及び交通手段（鉄道、高速バス、航空機、船舶等）により算出する。2. 交通費の距離算出の起点終点は、旭川医科大学または自宅とする。3. 新幹線及び JR の特急（これらに相当する私鉄の電車を含む。）は、乗車距離が 100km 以上の場合に限り利用できる。4. 国内の航空運賃は、可能な限り早割あるいはパック旅行商品を活用する。5. 上記はいずれも実費支給とする。6. 公共交通機関を利用することが望ましいが、やむなき場合の自家用車での利用については、一律公共交通機関の利用料とする。（大学規程に準ずる。）
宿泊費	<ol style="list-style-type: none">1. 学会日程に必要な宿泊日数分を助成する。2. 地方会への参加において、開催時間により、止むを得ず前泊、あるいは後泊が必要な場合は、1 泊につき 13,000 円を上限に助成する。

《第 10 号議案》

表 3 (国外助成)

交 通 費	<ol style="list-style-type: none">1. 交通費は、運賃、時間、距離等の事情に照らし、最も経済的かつ合理的と認められる経路、及び交通手段（鉄道、高速バス、航空機、船舶等）により算出する。2. 国内の交通費の計算の起点終点は、旭川医科大学または自宅とする。3. 国外の交通費は、目的地の最寄りの空港から学会会場、または宿泊場所までとする。4. 航空運賃は最寄の国内空港から目的地の最寄の空港までとし、協定料金（往復割引・エコノミー）により算出した実費とする。5. 上記にかかわらず、助成限度額は次のとおりとし、限度額を超えた場合は打ち切り支給とする。<ol style="list-style-type: none">(1) ヨーロッパ、アフリカ、南アメリカ各地……………18 万円(2) アメリカ（中・東・南部）、カナダ（中・東部）、オセアニア、中近東、インド…18 万円(3) アメリカ（西部）、カナダ（西部）……………18 万円(4) 中国、香港、台湾、韓国ほかインドを除くアジア……………12 万円6. 上記はいずれも実費支給とする。
宿 泊 費	<ol style="list-style-type: none">1. 学会日程に必要な宿泊日数分を助成する。

AMUSE会員 学会参加 旅費 助成申請書

(WEB学会参加費助成申請書は別申請書式)

一般社団法人AMUSE 代表理事 様

下記の学会に参加したので、旅費助成を申請いたします。

申請日: 年 月 日

※学会終了後2週間以内に申請すること。

<input type="checkbox"/> 旭川医科大学内 診療科()		<input type="checkbox"/> 助教	<input type="checkbox"/> 医員	<input type="checkbox"/> 専攻医	<input type="checkbox"/> 初期研修医
<input type="checkbox"/> 旭川医科大学外 所属 ()		<input type="checkbox"/> 専攻医(医師免許取得後6年以内)		<input type="checkbox"/> 初期研修医	
申請者氏名					
学会・セミナー名					
開催日		月 日 ~		月 日	
開催地		<input type="checkbox"/> 道内	<input type="checkbox"/> 道外	<input type="checkbox"/> 国外	
旅行日程		月 日 ~	月 日	泊 日	<input type="checkbox"/> 宿泊費の申請なし
交通手段 <small>(利用したものは全て選択)</small>		<input type="checkbox"/> JR		<input type="checkbox"/> 高速バス	<input type="checkbox"/> 航空機
		<input type="checkbox"/> 自家用車 (公共交通機関の利用料金を助成額とする。)		<input type="checkbox"/> その他	
参加の目的	セミナー	<input type="checkbox"/> 道内		<input type="checkbox"/> 道外 ※初期研修医のみ	
	道内	<input type="checkbox"/> 学会発表あるいは座長		<input type="checkbox"/> 発表なし(初期研修医のみ)	
	道外	<input type="checkbox"/> 学会発表あるいは座長		<input type="checkbox"/> 発表なし(初期研修医のみ)	
	国外	<input type="checkbox"/> 学会発表あるいは座長		<input type="checkbox"/> 発表なし(初期研修医のみ)	
領収書ほか提出物 (原則 原本)		<input type="checkbox"/> 交通費 (JR、高速バス、航空機)		<input type="checkbox"/> 宿泊費	
		<input type="checkbox"/> 航空機利用 半券または搭乗証明書		<input type="checkbox"/> 参加費 (初期研修医のみ)	
参加証等(コピー可)		<input type="checkbox"/> 学会等のプログラム (演題が記載されているページ)			
		<input type="checkbox"/> 参加証 (参加費助成はなし)			

	セミナー		道内学会		道外学会		国外	
	道内	道外	発表なし	発表あり	発表なし	発表あり	発表なし	発表あり
専攻医以上	×	×	×	無制限	×	3回	×	1回 ※1
初期研修医	1回	1回	2回 ※2	無制限	2回 ※2	3回	1回 ※3	

※1 道外3回に含む

※2 道内外合わせて2回

※3 「発表なし→道外発表なし」、「発表あり→道外発表あり」にそれぞれ含む

交通費及び宿泊費の合計額に対する助成の上限額 (詳細は別紙支出基準参照)

※ 事務局使用欄 ※

道内 ... 交通費及び宿泊費 (上限13,000円)

道外 ... 助教・医員: 50,000円

... 専攻医・初期研修医: 70,000円

国外 ... 中国・香港・台湾・韓国ほかインドを除くアジア: 120,000円

... その他 (アメリカ・ヨーロッパ等): 180,000円

交通費	¥
宿泊費	¥
助成決定額	¥

セミナー等参加費	¥
※初期研修医のみ	

振込日 年 月 日

担当理事	一外会計幹事	二外会計幹事	事務局
印	印	印	印

AMUSE会員 WEB学会 参加費 助成申請書

一般社団法人AMUSE 代表理事 様

下記の学会に参加したので、参加費の助成を申請いたします。

申請日: 年 月 日

※学会終了後2週間以内に申請すること。

<input type="checkbox"/> 旭川医科大学内 診療科()		<input type="checkbox"/> 助教	<input type="checkbox"/> 医員	<input type="checkbox"/> 専攻医	<input type="checkbox"/> 初期研修医
<input type="checkbox"/> 旭川医科大学外 所属 ()		<input type="checkbox"/> 専攻医(医師免許取得後6年以内)		<input type="checkbox"/> 初期研修医	
申請者氏名					
学会・セミナー名					
配信期間		月 日 ~		月 日	
配信会場		<input type="checkbox"/> 道内		<input type="checkbox"/> 道外	
		<input type="checkbox"/> 国内		<input type="checkbox"/> 国外	
参加の目的	セミナー	<input type="checkbox"/> 道内		<input type="checkbox"/> 道外 ※初期研修医のみ	
	道内	<input type="checkbox"/> 学会発表あるいは座長		<input type="checkbox"/> 発表なし(初期研修医のみ)	
	道外	<input type="checkbox"/> 学会発表あるいは座長		<input type="checkbox"/> 発表なし(初期研修医のみ)	
	国外	<input type="checkbox"/> 学会発表あるいは座長		<input type="checkbox"/> 発表なし(初期研修医のみ)	
領収書 (原則 原本)		<input type="checkbox"/> 参加費 領収書 (支払いの証になるもの)			
参加証等(コピー可)		<input type="checkbox"/> 学会等の開催概要・プログラム・参加費記載ページ <input type="checkbox"/> 参加証 ※ 発表者は演題が記載されているページを添付してください。			

	セミナー		道内学会		道外学会		国外	
	道内	道外	発表なし	発表あり	発表なし	発表あり	発表なし	発表あり
専攻医以上	×	×	×	無制限	×	3回	×	1回 ※1
初期研修医	1回	1回	2回 ※2	無制限	2回 ※2	3回	1回 ※3	

※1 道外3回に含む

※2 道内外合わせて2回

※3 「発表なし→道外発表なし」、「発表あり→道外発表あり」にそれぞれ含む

【助成回数】現地参加もしくはWEB参加 どちらも参加1回ごとに計上する。

※ 事務局使用欄 ※

参加費	¥
助成決定額	¥

振込日	年 月 日
-----	-------

担当理事	一外会計幹事	二外会計幹事	事務局
印	印	印	印

《第10号議案》

平成29年12月16日
AMUSE 規程第3号

改定 令和5年5月28日
改定 令和6年5月26日
令和6年7月9日より仮運用
改定 令和6年12月11日
改定 令和7年4月21日
改定 令和8年4月1日

医学生 及び 初期研修医 学会参加旅費等 助成規程

第1条 【目的】

この規程は、外科学に関心を有する医学生、及び初期研修医を対象に、将来外科医として一般社団法人 AMUSE への入社を勧誘するとともに、外科学に関する学会等への参加を促すため、旅費等の助成について必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 【助成対象者】

旅費等の助成対象者は、旭川医科大学医学部に在籍し、外科学に関心を有する医学生、及び AMUSE に未入会の初期研修医で、いずれも将来、一般社団法人 AMUSE への入社を希望する者とする。

第3条 【助成対象】

1. 助成対象者が、国内で開催される外科学系の学会、セミナー、ワークショップ、講習（以下「学会等」という。）に参加する場合に、交通費、宿泊費、参加費を助成する。
2. 前項の宿泊費は、開催期間中に限り助成する。

7万円

第4条 【助成額】

1. 交通費及び宿泊費の合計額に対する助成の上限額は全国一律 ~~5万円~~とする。（北海道を除く。）
2. 北海道内で開催の学会等（以下「地方学会等」という。）に参加する場合は、交通費及び宿泊費（上限13,000円）を助成する。なお、交通事情等の止む得ない理由により、開催地との往復に自家用車を使用した場合は、一律「公共交通機関の利用料金」とする。（大学規程に準ずる。）

※ HOPES 参加旅費についてはそれに限らない。

《第10号議案》

3. 国外学会において、~~研究発表または国際会議の出席は、これらを合わせて、一会計年度あたり1回までとし、参加回数は、年度内2回に含む。また、~~交通費及び宿泊費の合計額に対する助成の上限額は、次の各号の地域ごとに定めた額とする。

- (1) アジア（中近東、インドを除く） …… 120,000 円
 (2) 南北アメリカ、オセアニア、
 中近東、インド、ヨーロッパ、
 アフリカ } …… 180,000 円

第5条 【助成回数】

助成の回数は、次のとおりとする。

1. セミナー、ワークショップ及び講習のいずれかの参加は、原則一会計年度あたり1回とする。
2. 地方学会等への参加回数は、**発表がない場合は2回**、発表がある場合は制限なしとする。
3. 学会の参加は、**発表の有無にかかわらず、道外国外を合わせて**原則一会計年度あたり**2回**までとする。

1回

表1 (学会参加回数 一覧)

セミナー		道内学会		道外学会		海外	
道内	道外	発表なし	発表あり	発表なし	発表あり	発表なし	発表あり
1回		2回	無制限	1回		1回	※4

※4 「道外学会1回」に含む

第6条 【仮払い申請手続及び精算方法】

1. 仮払い申請対象者は、旭川医科大学医学部に在籍の外科学に関心を有する医学生とし、初期研修医は対象外とする。
2. 交通費及び宿泊費の合計額に対する仮払いの上限額は全国一律 ~~5万円~~とする。(北海道を除く。)
3. 仮払金申請書に必要事項を記入し、仮払い対象に係る領収書を添付し、AMUSE事務局宛に提出すること。
4. 領収書を確認後、現金で支給する。
5. 仮払日より5日間以内に申請書内の受領欄に申請者もしくは引率医師が署名、捺印の上、事務局に提出すること。
6. 学会終了後2週間以内に、「医学生及び初期研修医学会参加旅費助成申請書」を提出すること。

7万円

《第10号議案》

第7条 【申請手続】

1. 学会等または地方学会等に参加を希望する助成対象者は、予め指導教員の承認を得なければならない。
2. 学会等または地方学会等に参加した助成対象者は、**帰着後2週間以内**に別紙「学会等参加報告及び旅費助成申請書」を指導教員の確認を経て、代表理事に提出しなければならない。
3. 前項の「学会等参加報告及び旅費助成申請書」には、次の1号から3号については原本を、また4号については写しを添付しなければならない。
 - ① 航空機利用に係る領収書及び搭乗半券または搭乗証明書（原則 原本）
 - ② 宿泊に係る領収書（原則 原本）
 - ③ JR利用に係る領収書（原則 原本）
 - ④ 学会等のプログラム及び参加証等（写し）
4. 本会以外からも助成を得る場合は、本会以外への申請、助成内容が証明できるもの（旅行 命令・依頼 簿）等のコピーを添付して本会に申請すること。

第8条 【申請期間】

前条第2号の申請は、当該年度の4月1日より翌年3月末日までとする。また、開催日が年度末であり、申請が間に合わない場合はこの限りではない。**（開催期日より2週間以内の申請に限る。）**

第9条 【助成金の支給】

事務局によって申請内容及び領収書の確認後、担当役員の承認を受けたのち、申請書に記載の指定された金融機関口座へ振込の方法により支給する。

第10条 【雑則】

この規程に定めるもののほか、助成に関し必要な事項は、代表理事が理事会の議を経て別に定める。

附則

1. この規程は、平成30年1月1日から施行する。
2. 改正後の規程は、令和5年5月28日から施行する。
3. 改正後の規程は、令和6年5月26日から施行する
4. この規定は、令和6年7月9日より仮運用とする。また、改定については次回理事会の議案とする。
5. 改定後の規程は、令和6年12月11日から施行する。
6. **改定後の規程は、令和7年4月21日から施行する。**
7. **改定後の規程は、令和8年4月1日から施行する。**

医学生 及び 初期研修医 学会参加 旅費 助成申請書

一般社団法人AMUSE 代表理事 様

非会員用

下記の学会に参加したので、旅費助成を申請いたします。

申請日: 年 月 日

※学会終了後2週間以内に申請すること。

申請者氏名			
医学生	研修分野	学年	学籍番号
初期研修医	診療科		
TEL		MAIL	
学会・セミナー名			
開催日	月 日	~	月 日
開催地	<input type="checkbox"/> 道内	<input type="checkbox"/> 道外	<input type="checkbox"/> 国外 <input type="checkbox"/> WEB
旅行日程	月 日 ~ 月 日	泊 日	<input type="checkbox"/> 宿泊費の申請なし
交通手段 <small>(利用したのは全て選択)</small>	<input type="checkbox"/> JR	<input type="checkbox"/> 高速バス	<input type="checkbox"/> 航空機
	<input type="checkbox"/> 自家用車 <small>(公共交通機関の利用料金を助成額とする。)</small>	<input type="checkbox"/> その他 ()	
参加の目的	セミナー	<input type="checkbox"/> 道内	<input type="checkbox"/> 道外
	道内	<input type="checkbox"/> 学会発表あるいは座長	<input type="checkbox"/> 発表なし
	道外	<input type="checkbox"/> 学会発表あるいは座長	<input type="checkbox"/> 発表なし
	国外	<input type="checkbox"/> 学会発表あるいは座長	<input type="checkbox"/> 発表なし

振込先 金融機関	<input type="checkbox"/> 銀行	<input type="checkbox"/> 信用金庫	金融機関コード	<input type="checkbox"/> 本店	支店コード
	ゆうちょ 銀行	記号	番号	店名	店番
	預金種目	<input type="checkbox"/> 普通	口座番号	フリガナ 口座名義人	
<input type="checkbox"/> 医局立替					

領収書ほか提出物 <small>(原則 原本)</small>	<input type="checkbox"/> 交通費 (JR、高速バス、航空機)	<input type="checkbox"/> 宿泊費
	<input type="checkbox"/> 航空機利用 半券または搭乗証明書	
参加証等(コピー可)	<input type="checkbox"/> 学会等のプログラム	<input type="checkbox"/> 参加証

※ 【助成回数】現地参加もしくはWEB参加 どちらも参加1回ごとに計上する。

セミナー		道内学会		道外学会		国外	
道内	道外	発表なし	発表あり	発表なし	発表あり	発表なし	発表あり
1回		2回	無制限	1回		1回	※1

※1「発表なし→道外発表なし」、「発表あり→道外発表あり」にそれぞれ含む

交通費及び宿泊費の合計額に対する助成の上限額

道内 … 交通費及び宿泊費 (上限13,000円)

道外 … 70,000円

国外 … 中国・香港・台湾・韓国ほかインドを除くアジア … 120,000円

… その他(アメリカ・ヨーロッパ等) … 180,000円

※ 事務局使用欄 ※

交通費	¥
宿泊費	¥
参加費	¥
助成決定額	¥
仮払額	¥

振込日	年 月 日
<input type="checkbox"/> 仮払いにて精算済み	

担当理事	一外会計幹事	二外会計幹事	事務局
印	印	印	印

医学生学会参加旅費 仮払金申請書

下記のとおり仮払いの申請をいたします。

申請日: 年 月 日

申請者氏名			
研修分野			
学年	年	学籍番号	
TEL		MAIL	
引率医師			

学会・セミナー名			
開催日	月 日	~	月 日
開催地	<input type="checkbox"/> 道内	<input type="checkbox"/> 道外	<input type="checkbox"/> 国外 <input type="checkbox"/> WEB
旅行日程	月 日 ~ 月 日	泊 日	<input type="checkbox"/> 宿泊費の申請なし
交通手段 <small>(利用予定のものを全て選択)</small>	<input type="checkbox"/> JR <input type="checkbox"/> 高速バス <input type="checkbox"/> 航空機 <input type="checkbox"/> 自家用車 (公共交通機関の利用料金を助成額とする。) <input type="checkbox"/> その他 ()		
参加の目的	セミナー	<input type="checkbox"/> 道内	<input type="checkbox"/> 道外
	道内	<input type="checkbox"/> 発表なし	<input type="checkbox"/> 発表なし
	道外	<input type="checkbox"/> 発表なし	<input type="checkbox"/> 発表なし
	国外	<input type="checkbox"/> 発表なし	<input type="checkbox"/> 発表なし

領収書ほか提出物 <small>(原本)</small>	<input type="checkbox"/> 交通費 (JR、高速バス、航空機)	<input type="checkbox"/> 宿泊費
---------------------------------	--	------------------------------

※領収書の原本につきましては、事務局にて確認後、一旦お戻しいたします。

学会終了後、「医学生及び初期研修医学会参加旅費助成申請書」とともに

再度ご提出いただきますようお願いいたします。

※ 事務局使用欄 ※

セミナー		道内学会		道外学会		国外	
道内	道外	発表なし	発表あり	発表なし	発表あり	発表なし	発表あり
1回		2回	無制限	1回		1回	※1

※1「発表なし→道外発表なし」、「発表あり→道外発表あり」にそれぞれ含む

交通費	¥
宿泊費	¥
参加費	¥
仮払額	¥

一外会計幹事	二外会計幹事	事務局
印	印	印

仮払日	年 月 日
-----	-------

上記申請した額を受領しました。

年 月 日 氏名 印

※仮払日より5日間以内に申請者もしくは引率医師が署名、ご捺印の上、ご提出ください。

《第 10 号議案》

平成 29 年 1 月 26 日
AMUSE 規程 第 4 号

改定 令和 2 年 11 月 25 日

改定 令和 4 年 6 月 4 日

改定 令和 5 年 5 月 28 日

改定 令和 6 年 5 月 26 日

改定 令和 6 年 12 月 11 日

改定 令和 8 年 4 月 1 日

英語論文校正 及び 論文投稿費用 助成規程

第 1 条 【助成対象者】

AMUSE 個人会員

(申請者は原則「筆頭著者もしくは責任著者」とする。)

第 2 条 【助成対象論文】

全ての JOURNAL

(英文は PUBMED で検索できるものに限る。和文はその限りではない。)

第 3 条 【助成対象及び助成額】

① 投稿及び掲載料

② 英文校正料

③ 上記①及び②について合計の助成額は以下を上限とする。

・ Original article 一遍につき上限 20 万円 (税込)

・ Case report 一遍につき上限 5 万円 (税込)

第 4 条 【助成条件】

1. 第 3 条の①、②いずれについても、自己資金（科研費等）並びに大学外会員で所属施設からの助成がある場合は、それらを優先すること。
2. 上記 1. について、その中でも獲得科研費予算に該当しない論文に対しては助成の対象とする。
3. 投稿料、校正料いずれも上限額に達しないときは、その実費額の助成とする。
4. AMUSE に所属する診療科、または病院が執筆責任を持つ論文で、筆頭著者が AMUSE 会員でない場合は、上限を上記の半額とする。

《第 10 号議案》

5. 大学内個人会員の助成対象は講師まで、**大学外個人会員の助成対象は指導医、資格取得にかかわるもので、所属先から補助が得られない場合とする。**
6. 筆頭および責任著者が同一の場合、助成申請者はこの者に限る。他の共著者が助成を申請することは原則できないこととする。

第 5 条 【助成の回数】

無制限とする。

第 6 条 【申請及び精算】

1. 別紙申請書である「英文校正・論文投稿費用助成申請書」を申請者が記入作成し、助成対象に係る提出物添付し、AMUSE 事務局に提出すること。
 - ・ 英文校正・論文投稿費用助成申請書
 - ・ 校正及び投稿費用に関する領収書、またはカード利用明細
(※日本円での清算が明記してあるもの)
 - ・ 成果物の提出
※英文校正及び論文投稿 → 発表論文の写し
2. **本会以外からも助成を得る場合は、本会以外への申請、助成内容が証明できるものコピーを添付して本会に申請すること。**

第 7 条 【助成金の支給】

事務局によって申請内容及び領収書の確認後、担当役員の承認を受けたのち、申請者本人（筆頭著者）、または責任著者等の立替払いをした者の AMUSE へ登録済みの会員振込口座へ振込の方法により支給する。

附則

1. この規程は、平成 29 年 1 月 26 日に施行し、平成 28 年 11 月 10 日から適用する。
2. 改定後の規程は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。
3. 改定後の規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
4. 改定後の規程は、令和 6 年 5 月 26 日から施行する。
5. **改定後の規程は、令和 6 年 12 月 11 日から施行する。**
6. **改定後の規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。**

英語論文校正・論文投稿費用 助成申請書

申請日: 年 月 日

所属			
大学内	<input type="checkbox"/> 講師	<input type="checkbox"/> 助教	<input type="checkbox"/> 医員 <input type="checkbox"/> その他 ()
大学外	<input type="checkbox"/> 指導医、資格取得にかかわる <input type="checkbox"/> 所属施設からの助成なし		
申請者氏名			
筆頭著者	<input type="checkbox"/> 申請者本人	責任著者	<input type="checkbox"/> 申請者本人
<input type="checkbox"/> Original article	上限 20万円 税込 (校正及び投稿合計額)		<input type="checkbox"/> Case report
	上限 5万円 税込 (校正及び投稿合計額)		
<input type="checkbox"/> PUBMEDに公開済 (検索可能になってから申請すること。和文はその限りではない)			
<input type="checkbox"/> 自己資金(科研費等)の予算なし			

※ AMUSEに所属する診療科または病院が執筆責任を持つ論文で、筆頭著者がAMUSE会員でない場合は、上限は半額となる。

英文校正費用	
論文名	
英文校正 依頼先	
実質支払額	¥
添付書類	<input type="checkbox"/> 領収書原本もしくはカード明細書(写) <small>(日本円換算後の金額が明記されているもの)</small> <input type="checkbox"/> 完成論文の写し

論文投稿費用	
論文名	<input type="checkbox"/> 英文校正と同じ
投稿誌名	
実質支払額	¥
添付書類	<input type="checkbox"/> 領収書(原則 原本)もしくはカード明細書(写し可) <small>(日本円換算後の金額が明記されているもの)</small> <input type="checkbox"/> 完成論文の写し

合計申請額	¥	Original article 上限20万円(税込) Case report 上限5万(税込)
-------	---	---

※ 事務局使用欄 ※

振込日	年 月 日
-----	-------

助成決定額	¥
-------	---

振込先	(申請者と振込先が異なる場合)
-----	-----------------

担当理事	一外会計幹事	二外会計幹事	事務局
Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ

《第 10 号議案》

平成 29 年 1 月 26 日
AMUSE 規程第 5 号

改定 令和 5 年 5 月 28 日

改定 令和 6 年 5 月 26 日

改定 令和 8 年 4 月 1 日

一般社団法人 AMUSE 会員・会費規程

第 1 条 【目的】

この規程は、一般社団法人 AMUSE（以下「本法人」という。）の会員が本法人の運営及び諸事業に対する権利、及び義務の詳細を明確にするために設ける。

第 2 条 【性格】

本法人の会員は、法人の定款に定められた目的と事業内容をよく認識し、財政面での支えとなるとともに、本法人に関わる外科医、関連施設病院の発展維持に寄与するものである。

第 3 条 【会員の種別と義務】

本法人の会員は、定款第 3 条に定める通りとし、定款第 7 条の規定により、本規定第 4 条の会費を納入しなければならない。

第 4 条 【会費】

定款 7 条による会費は次の通りとする。

（ア）正会員

<個人正会員>

- ・ 旭川医科大学 外科学講座内 所属の会員
医師免許取得後 3 年目以降は月額 1.5 万円
- ・ 旭川医科大学外 所属の会員
医師免許取得後 3～15 年目 月額 1 万円
医師免許取得後 16 年目以降 年額 1.5 万円

・ 異動や出向に伴い、納入額が変更になる際は、上席幹事もしくは医局長が事務局に報告することとする。なお、6 か月以内の異動や出向に関しては、納入額変更を伴わないこととする。

<法人正会員>

月額 5 万円

《第10号議案》

(イ) 賛助会員

- 個人賛助会員 年額1口1万円以上
- 法人賛助会員 年額1口10万円以上

(ウ) 免除

以下の者は会費の納入を免除される場合がある

- ① 初期臨床研修期間中
- ② 他講座（救急医学講座等）出向中
※各講座、部署間での話し合いによる
- ③ 留学中
- ④ 産休・育休中

第5条 【会費の納入】

(1) 個人会員

原則、本法人に届け出る個人口座より引き落としにて納入する。
※状況により本法人の指定口座への振込みでの納入も可能とする。

(2) 法人会員

年払い、月払いを選択し、請求書によって本法人の指定口座へ振込みにて納入する。法人賛助会員は1口以上からの請求書によって本法人の指定口座へ振込みにて納入する。

(3) 年度途中の入会の際は原則入会月からの会費を納入することとする。

第6条 【会員役割】

(1) 正会員は総会への出席、議決権行使

※名誉理事及び名誉会員は、社員総会に参加可能であるが、議決権は持たない。

(2) 事業活動への積極的な参加

(3) 旭川医科大学医学生、若手医師の積極的指導、育成

第7条 【退会・除名】

定款8条、及び9条によるものとする。

第8条 【会員特典】

(1) 会員は当法人からの各種助成を受ける資格を有する。

(2) 会員は当法人が開催するイベント、集会等に参加することができる。

(3) 会員は当法人が発行する機関誌の優先的配布を受けることができる。

《第 10 号議案》

第 9 条 【規程の変更】

この規程は、理事会の決議により変更することができる。

附則

1. この規程は、令和 4 年 4 月 1 日より適用する。
2. 改定後の規程は、令和 5 年 5 月 28 日から施行する。
3. 改定後の規程は、令和 6 年 5 月 26 日から施行する
4. 改定後の規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

一般社団法人AMUSE会員の 教授就退任に要する費用の助成に関する要綱

第1条 【目的】

この要綱は、一般社団法人AMUSE会員の教授就退任祝賀会開催に要する費用の助成に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 【助成の対象及び上限額】

1. 教授就退任祝賀会開催に要する費用の助成の対象は、次の各号とする。
 - ① 祝賀会開催に要する印刷費、郵送料、消耗品費。
 - ② 祝賀会会場借上費。
 - ③ 祝賀会会場設営に伴う看板製作費。
 - ④ その他、理事会が特に必要と認めた経費。ただし、高額物品及び消耗品費は除く。
2. 前項に基づく会員からの助成申請に基づき、理事会において審査し、助成の可否及び額を決定する
3. 前項の助成額は、**理事会での審議をもって決定**する。
4. 第1項及び第2項により助成決定を受けた会員は、必要に応じ前項の金額を限度として、助成金の仮払を申請することができる。

第3条 【助成金の支給】

申請書を確認後、申請書に記載の指定された金融機関口座へ振込の方法にて支給する。

第4条 【助成金の実績報告】

1. 助成決定を受けた会員は、祝賀会終了後1か月以内を目途に、代表理事が指定する方法により実績報告を行わなければならない。
2. 実績報告にあたり当該会員は、別紙「助成金報告書兼仮払精算書」に必要事項を記載のうえ、前条第1項に該当する費用の領収書（写し）、祝賀会開催状況が分かる写真、その他資料を添付するものとする。
3. 前項の実績報告に基づき、助成対象内容を審査のうえ、理事会において助成金額

《第10号議案》

を決定する

第5条 【その他】

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は代表理事が別に定める。

附則

1. この要綱は、平成31年1月1日から施行する。
2. 改定後の要綱は、令和8年4月1日から施行する。

《第 10 号議案》

令和 2 年 11 月 25 日 施行
AMUSE 要綱 第 10 号

令和 4 年 12 月 22 日 改定
令和 5 年 5 月 28 日 改定
令和 8 年 4 月 1 日 改定

一般社団法人 AMUSE 非常勤講師による講義・講演会、非常勤医師による手術応援 に関わる費用に関する要綱

第 1 条 【目的】

この要綱は、一般社団法人 AMUSE（以下「本会」という。）における本会に附する旭川医科大学外科学講座内の各診療科での非常勤講師による講義や講演会、または非常勤医師による手術応援にかかる支出全般（以下「謝金等」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

第 2 条 【接待の対象】

第 1 条にかかる費用とは、大学講義または AMUSE 事業としての講演会等（SGR 等）に招致した非常勤講師、また手術応援に招致した非常勤医師（技術補助指導に関わるコメディカルを含む。）にかかった謝礼金、交通費、宿泊費とし、飲食代、接待交際費については別に定める「接待交際に伴う飲食等提供代金の助成に関する要綱」に準ずること。

第 3 条 【支出額基準、要件、精算方法】

- ① 旭川医科大学に非常勤講師として登録されている講師、もしくは旭川医科大学病院に非常勤医師として登録されている医師については、原則として旭川医科大学または旭川医科大学病院より提示される基本給与、交通費を利用することとし、本会からはその不足分を補完する目的で支出するものとする。
なお、大学講義を行う講師は、原則として旭川医科大学非常勤講師に採用されていることを前提とする。
- ② 旭川医科大学病院に登録されていない非常勤医師については、謝礼金および旅費交通費、宿泊費を下記要綱に準じて、一般社団法人 AMUSE から支出するものとする。

《第 10 号議案》

なお、患者に直接医療行為を行う場合は、非常勤医師として基本採用されているが、採用を確認して謝金、旅費交通費及び宿泊費の支出を決定する。

- ③ 謝礼金については一回の手術につき上限額 200,000 円（税別）、一回の講演につき上限額 100,000 円（税別）とする。講義や講演会、手術応援の内容によって上限額を超えて支出する場合は、各診療科の裁量費で補完することとする。なお、技術補助指導に関わった学外コメディカルスタッフに対しては上限額 30,000 円（税別）を謝金として支出し、旅費交通費および宿泊においても下記の上限額を超えない範囲で支出できるものとする。
- ④ AMUSE 会員が旭川医科大学に非常勤講師として大学講義を担当した場合、謝礼として上限額 30,000 円を支出できるものとする。
- ⑤ AMUSE 会員が執刀医または指導的助手として手術応援に招致された場合（手術待機を含む。）、謝礼として上限額 ~~70,000 円~~→30,000 円を支出できるものとする。助手として手術応援に招致された場合、謝礼として上限額 30,000 円を支出できるものとする。
- ⑥ 飲食代、接待交通費は、AMUSE 非会員に対してのみ支出できるものとする。
- ⑦ 謝礼金については原則、AMUSE より源泉徴収し、振込により本人または所属先機関へ直接支給する。
- ⑧ 旅費交通費、宿泊費については極力安価なものを利用するよう交渉し、交通費、宿泊費を含めて 150,000 円を超えないこと。ただし、依頼する用務の都合上、2 泊以上する場合はこれに限らない。また、季節的な要因、イベント等の外的要因により交通費や宿泊費が高騰する場合は各診療科の裁量費にて補完することとする。
- ⑨ 交通費、宿泊費の支払いについては、領収書または請求書が届いた時点で事務局へ提出すること。
- ⑩ 海外からの招致等の場合は謝金、交通費、宿泊費を全て含めて上限を 300,000 円までとし、支払の方法等については随時事務局と打ち合わせのうえ適宜運用すること。上限額を超えて支出する場合は、各診療科の裁量費で補完することとする。

《第 10 号議案》

第 4 条 【申請について】

申請額、招致日程が確定した時点で別紙「非常勤講師による講義・講演会、非常勤医師による手術応援に関わる費用」を AMUSE 幹事の承認印を押印のうえ、事務局へ提出すること。上記の通り、本費用に定める金額または内容を越える支出を希望する場合は、別に定める「診療科裁量費」との併用申請も構わないこととする。

附則

1. この要綱は令和 2 年 11 月 25 日より施行する。
2. 改定後の要綱は、令和 4 年 12 月 22 日から施行する。
3. 改定後の要綱は、令和 5 年 5 月 28 日から施行する。
※ 名称変更 非常勤講師、医師等にかかる費用に関する要綱より変更
4. 改定後の要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

《第 10 号議案》

【謝金】支給申請上限一覧表

以下表の金額は支給金の上限額である。

内容に準じて限度額内の金額調整を可能とする。

これを超えて支出分を補う場合、診療科裁量費での補完支出を認める。

謝金 外部招致	1 回の手術	200,000 円
	1 回の講義・講演	100,000 円
	技術補助指導に関わった学外コメディカルスタッフ、研究者など	30,000 円
謝金 AMUSE 会員	非常勤講師として大学講義を担当した場合	30,000 円
	執刀医または指導的助手として手術応援 (手術待機の場合も一部含む)	30,000 円 70,000 円
	助手として手術応援	30,000 円
交通費・宿泊費	1 回の招聘につき交通費・宿泊費あわせて (2 泊以上する場合はこれに限らない)	150,000 円
SGR 講演会	謝金・交通費・宿泊費・飲食接待費 全て合わせて	200,000 円
海外からの 招致等	謝金、交通費、宿泊費を全て含めて	300,000 円

非常勤講師 (医師) 派遣にかかる「謝金」 申請書

申請日: 年 月 日

非常勤講師、医師については原則として旭川医科大学より提示される基本給与、交通費を利用することとし、本会からはその不足分を補完する目的で支出するものとする。

記入者			
申請科			
派遣者名			
派遣者 所属先 (支払明細書送付先)	所属先		
	住所	<input type="checkbox"/> AMUSE会員の場合 記載不要	
目的	AMUSE非会員	<input type="checkbox"/> 臨床 <input type="checkbox"/> 講演会	<input type="checkbox"/> SGR <input type="checkbox"/> 学生講義
	AMUSE会員	<input type="checkbox"/> 手術応援 (<input type="checkbox"/> 執刀医 <input type="checkbox"/> 指導的助手 <input type="checkbox"/> 助手) <input type="checkbox"/> 学生講義	
名称			
派遣依頼日程	月 日 ~ 月 日	泊 日	
勤務時間	月 日 時 分 ~	月 日 時 分	
接待費	<input type="checkbox"/> 必要 <small>(別紙 飲食代精算書 要提出)</small>	<input type="checkbox"/> 不要	
宿泊費	<input type="checkbox"/> 必要 <small>(別紙 旅費助成申請書 要提出)</small>	<input type="checkbox"/> 不要	<input type="checkbox"/> 大学等より 助成があるため不要
交通費	<input type="checkbox"/> 必要 <small>(別紙 旅費助成申請書 要提出)</small>	<input type="checkbox"/> 不要	<input type="checkbox"/> 大学等より 助成があるため不要
タクシーチケット	枚数 (枚)	番 ~	番
謝金	円		
マイナンバー	<input type="checkbox"/> 提出済 <input type="checkbox"/> 提出依頼中		

※ 原則 派遣依頼日の一週間前までに提出をお願いいたします (派遣確認後支度いたします)

※ 接待費・旅費については別紙 接待交際に伴う飲食代精算書、非常勤講師(医師)派遣にかかる旅費助成申請書とあわせて領収書または、請求書をAMUSEで確認後、精算いたします。(非常勤講師(医師)がAMUSE会員の場合は非対象とする)

謝金及び交通費、宿泊費に対する助成の上限額

謝金	一回の手術 上限額 200,000円(税別)
	一回の講義・講演 上限額 100,000円(税別)
	技術補助指導に関わった学外コメディカルスタッフ 上限額30,000円 (税別)
謝金 (AMUSE会員)	非常勤講師として大学講義を担当した場合、謝礼として上限額30,000円
	執刀医または指導的助手として手術応援 (手術待機を含む) 上限額30,000円
	助手として手術応援 上限額30,000円
交通費・宿泊費	あわせて上限額 150,000円(2泊以上する場合はこれに限らない)
海外からの招致等	謝金、交通費、宿泊費を全て含めて上限を300,000円

※ SGRについては全て合わせて (謝金・交通費・宿泊費・接待費) 上限額 200,000円

※ 事務局使用欄 ※

医師謝金

学術交流活性化(SGR)

担当理事	一外会計幹事	二外会計幹事	会計
(印)	(印)	(印)	(印)

振込予定日 年 月 日

※支払日 翌月10日

振込日 年 月 日	事務局会計 派遣確認印
-----------	----------------

《第 10 号議案》

令和 5 年 12 月 6 日 制定
AMUSE 要綱 第 13 号

令和 6 年 5 月 26 日 改定
令和 8 年 4 月 1 日 改定

一般社団法人 AMUSE 「主催学会補助金」に関する要綱

第 1 条 【目的】

この要綱は、一般社団法人 AMUSE（以下「本会」という。）における、AMUSE 会員が主催する学会等の開催に対する補助金について、必要な事項を定めるものとする。

第 2 条 【予算裁定】

第 1 条で定められた助成については、理事会の承認を得ることとし、補助金額の上限は、毎年度の定時社員総会にて決定する本会予算（案）で定めることとする。

第 3 条 【予算設定】

毎年ごと、以下の条件を基準に予算を設定する。

＜AMUSE 会員が主催する「学会」に対する補助金の上限＞

- | | | | | |
|---------------|------|-----------|----------------------|--------|
| ① 研究会・分科会・地方会 | 参加規模 | 100 人程度まで | 上限 | 20 万円 |
| ② 地方会 | 参加規模 | 500 人程度まで | 上限 | 50 万円 |
| ③ 全国学会 | | | 上限 150 万円 | →理事会審議 |
| ④ 国際学会 | | | | 理事会審議 |

※上記が上限額。必要に応じて申請金額は調整可能。

第 4 条 【用途】

該当学会の事務局あてに寄附金として振込むことを原則とする。

第 5 条 【申請方法】

主催学会が決定した際に、専用の申請書に記入し申請を行うこととする。その際には主催が AMUSE 会員であることや、開催内容のわかるもの（趣意書等）を添付またはデータ共有を行うこと。それをもって理事会へ申請し、役員承認をもって金額の設定を行う。

《第 10 号議案》

第 6 条 【補助金の実績報告】

1. 補助金を受けた会員は、主催学会終了後1か月以内を目途に、代表理事が指定する方法により実績報告を行わなければならない。
2. 実績報告にあたり当該会員は、主催学会開催における決算書、その他資料を事務局に送付するものとする。

附則

1. この要綱は令和 5 年 12 月 6 日から施行する。
2. 改定後の要綱は、令和 6 年 5 月 26 日から施行する。
3. 改定後の要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

一般社団法人 AMUSE 積立金に関する要綱

第 1 条 【目的】

この要綱は、一般社団法人 AMUSE（以下「本法人」という。）の積立金に関する事項を定め、積立金の運用管理を適正に行うことを目的とする。

第 2 条 【積立金の種類】

積立金の種類は次の通りとする。

- (1) 主催学会開催補助金の準備積立金
- (2) 本法人を安定的継続するための事業運営積立金

第 3 条 【積立金の原資】

積立金の原資は、次の各号の全部又は一部とする。

- (1) 本法人の会計の剰余金
- (2) 本法人への寄附金

第 4 条 【積立金の額等】

積立金の額は、理事会で議決された額とする。

第 5 条 【管理】

積立しようとする現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

第 6 条 【取り崩し】

次に掲げる各号のいずれかに該当する場合に限り、積立金の全部または一部を理事会の決議を以って取り崩すことができる。

- (1) 第 2 条のいずれかに該当する場合。
- (2) 経済事情の変動等により本法人の運営財源が不足する場合において当該不足額の財源に充てるとき。
- (3) やむを得ない理由により生じた本法人の運営に係る経費の財源に充てるとき。

第 7 条 【申請方法】

専用の申請書に記入し申請を行うこととする。

それをもって理事会へ申請し、役員承認をもって取り崩しを行う。

《第 11 号議案》

第 8 条 【要綱の改定】

本要綱は、理事会の決議により変更することができる。

附則

1. この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

